

教育専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	28-6	010601010301	学務	奨学資金貸付	2	4市町村が実施しているが、財源・貸与・貸与対象者・貸与額・償還期間・償還方法・償還の猶予・償還の免除に差異がある。	合併時、新市において基準を統一実施する。	<p>財源 基金及び一般財源とする。</p> <p>・貸与 就学意思と能力がありながら経済的理由により就学が困難な者に貸与する。</p> <p>・貸与対象者 学校教育法第1条の規定による高等学校以上の学校に在学する者。(但し通信制及び通信教育を除く)</p> <p>・貸与要件 佐久市の例による。</p> <p>・貸与額(月額)</p> <p>高校生10,000円(国公立)15,000円(私立)</p> <p>短大生30,000円(国公立)40,000円(私立)</p> <p>大学生30,000円(国公立)40,000円(私立)</p> <p>高専生15,000円(国公立)</p> <p>・償還期間 貸与期間を終了した翌月から6ヶ月を経過した後、貸与を受けた期間の2倍の期間内</p> <p>・償還方法 月賦・半年賦・年賦 一括償還</p> <p>・償還の猶予 進学・疾病・その他正当な理由により償還することが困難であると認めるとき。</p> <p>・償還の免除 奨学生であるものが死亡したとき。特別な事由があると市長が認めるとき。</p> <p>・その他</p> <p>合併前の貸与者については、合併前の例による。臼田町の償還免除規定の「卒業後引き続き町内に5年間住所を有したとき」は合併時廃止する。</p>
2	25	040601020102	学務	奨学資金選考委員会	3	4市町村で実施しているが、委員構成・委員報酬に差異がある。	合併時、新市において設置し、佐久市の例を基準に調整を図る。	報酬は、非常勤特別職報酬等の協議の扱いによる。

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。